

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
第27回理事会議事録

1. 開催日時：平成30年7月30日（月） 午後2時00分
2. 開催場所：福島県双葉郡楡葉町所在のナショナルトレーニングセンター J ヴィレッジ内  
J ヴィレッジホール
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 23名  
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫  
理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、竹田 恆和、河野 一郎、  
山脇 康、佐藤 広、荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、  
横川 浩、ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、  
萩生田 光一、鈴木 大地、津賀 一宏、泉 正文、遠藤 利明、  
齋藤 泰雄、潮田 勉、小山 くにひこ、東村 邦浩、猪熊 純子  
監事 黒川 光隆、土淵 裕
5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣した。

続いて、議長の指示により進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後、議長の指示により進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

〔決議事項〕

第1号議案 4式典の演出企画の実施体制について

議長の指示により進行役は、まず、本日の追加の決議事項として、本議案を上程したい旨説明した。

続いて、進行役の指名により、有識者懇談会の座長である名誉会長御手洗富士夫氏は、開会式、閉会式の演出体制について、1年以上にわたる有識者懇談会での検討結果として、別紙「追加資料」記載のとおり、平成29年12月に策定した基本コンセプトの基に総合プランニングチーム8名の方々に「基本プラン」の検討を進めていただいた旨述べ、その基本プランの考え方、新しい4式典のあり方、4つの式典の統一性について説明した。

そして、4式典の演出企画の実施体制を説明した後、4式典を統括する立場の方を総合プランニングチーム8名の中から選定した旨述べ、それぞれの役割及び選定理由を説明した。

その後議長が、4式典の演出企画の実施体制につき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

その後、第2号議案の審議に入る前に、議長の指示により進行役は、時間の都合上、本日は、4件の決議事項についてすべて一括で説明、審議したい旨説明し、理事全員の了承を得た。

第2号議案 大会準備に係る契約等について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、「大会セキュリティに係る契約及び調達」について、別紙資料1-1記載のとおり、①関係者の入場管理に係る資機材の調達の目的、効果及び調達内容、②映像監視に係る資機材の調達の目的、効果及び調達内容、③スクリーニングに係る資機材の調達の目的、契約概要及び調達方式、④東京2020大会警備JVとの基本契約締結目的及び契約概要を説明

した。

次に、「仮設オーバーレイ実施設計・施工等発注（6競技会場（第3回）及び国技館）並びに選手村における発注」について、別紙資料1-2記載のとおり、①仮設オーバーレイ実施設計・施工等（第3回）の発注概要、②国技館の発注概要、及び③選手村の発注概要を説明した。また、今回の発注金額について、競技会場の実施設計・施工等の公表案件4件6会場及び特別契約1会場の総額、並びに選手村に係る総額の見積額をそれぞれ説明した。

次に、「選手村内における飲食提供業務委託事業者の選定」について、別紙資料1-3記載のとおり、業務の目的、委託の概要（件名、主な委託内容、予定契約期間、予定調達方式、主な配慮事項）、選手村内における主な飲食提供内容、及び委託事業者の選定スケジュール（予定）を説明した。

最後に「規程の改正」について、別紙資料1-4記載のとおり、個人情報取扱規程の改正経緯、主な改正内容、今後予定している業務及び施行予定日を説明した。続いて、就業規程の改正の目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

その後議長が、①別紙資料1-1記載の大会セキュリティに係る契約及び調達、②別紙資料1-2記載の仮設オーバーレイ実施設計・施工等発注（6競技会場（第3回）及び国技館）並びに選手村における発注、③別紙資料1-3記載の選手村内における飲食提供業務委託事業者の選定、及び④別紙資料1-4記載の規程の改正の各決議事項について、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって、それぞれ原案どおり承認可決された。

#### 〔報告事項〕

##### 1. チケット販売の概要について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、チケット販売の概要について、プライシング及びTokyo2020会場内ホスピタリティプログラムの概要を報告した。

また、Tokyo2020会場内ホスピタリティプログラムに係る事業者選定においては、外部有識者を含む選定審査会を設置し、調達、財務、法務、運営を含む多面的な評価により公正に選定する旨述べ、スケジュールについても報告した。

##### 2. オリンピック競技日程（セッションスケジュール）について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、平成30年7月18日に行われた国際オリンピック委員会（IOC）理事会において、第32回オリンピック競技大会の競技日程のうち、セッションスケジュールの承認を得た旨報告し、そのセッションスケジュールのコンセプト、構成、策定にあたってのポイントを報告した。

また、今後、来年春のチケット販売開始に向けて、イベントスケジュールを策定していく旨報告した。

##### 3. マスコットデビュー報告及び2年前イベントについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-3記載のとおり、2 Years to Go!の全体像を報告した後、「奇跡をつくる、一人になろう。」チケットID登録キャンペーン、マスコットプロフィール、マスコットデビューイベント、オリンピック2年前カウントダウンイベント、会場関連自治体・パートナー連携及びデジタルコミュニケーションに関する活動内容について報告した。

##### 4. TOKYO2020大会資料継承プロジェクトについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-4記載のとおり、Tokyo2020大会資料継承プロジェクトの概要、東京2020大会の取組の現状及び今後の予定について報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1から3-7までの各内容については、当該資料の配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、サマータイムの導入及び暑さ対策について、また、飲食の提供方法や選手村等で購入可能な日本らしさを感じられるお土産に関する意見交換がなされた。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後3時00分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

平成30年10月4日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会